

社会福祉充実計画の変更の流れについて（計画2カ年目以降）

- ① 社会福祉充実残額の変動や社会福祉充実計画と実績との乖離が生じた場合には、基本的に社会福祉法人において社会福祉充実計画の変更の必要性について判断する。 **ポイント①**
- ② 社会福祉充実計画の変更が必要と判断した場合には、変更の内容に応じて、所轄庁へ申請し承認を得るか、届出の手続きを行う。 **ポイント②**

・「社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実計画の承認等について」(平成29年1月24日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)(以下、「局長通知」という。)

・「社会福祉充実計画の承認等に関するQ&A(vol.3)について」(平成30年1月23日付け事務連絡)(以下、「Q&A」という。)

